



Title	国民健康保険の財政と運営：大阪府下の国保について
Author(s)	百々, 英明
Citation	大阪大学, 1964, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/28740
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名・(本籍)	百 タ 英 明
学位の種類	医 学 博 士
学位記番号	第 5 8 7 号
学位授与の日付	昭和 39 年 9 月 15 日
学位授与の要件	医学研究科社会系 学位規則第 5 条第 1 項該当
学位論文題目	国民健康保険の財政と運営 ——大阪府下の国保について——
(主査)	(副査)
論文審査委員	教授 関 悅四郎 教授 丸山 博 教授 松倉 豊治

論文内容の要旨

<研究の目的>

いわゆる皆保険達成ののち、現行の各種の医療保険の統合ないし調整が、医療保障制度推進の基本問題として論じられている。

その方法についての意見の一つは、段階的統合論である。この意見が多数意見のように見受けられる。しかし、実際問題として統合を考えれば、段階論では期間がかかり過ぎ、その間に既成事実を反対方向に積みあげることとなりかねない。むしろ一挙に強力に統合を行なうべしとする論がある。

しかしいずれにしろ将来構想される統合後の医療保険制度の基幹たるべきものは地域保険であろう。とすれば、地域保険であるところの国保を中心に統合してゆくのが筋であろう。

国保は現在全国民の半分を被保険者とした広汎な規模のものではあるが、一方制度的にも、財政面からも問題が集積している。

統合の第 1 段階としてこの問題の解決がなされなくてはならない。

本研究は、以上のような観点に立って、大阪府下の全市町村国保について、資料に基づいて国保の財政と運営について調査、検討した。

<研究方法>

昭和 35 年から昭和 37 年までの 3 年間の、上記全市町村国保および一般会計についての財政状況報告書を中心とし、他に関連諸記録と諸統計を用いた。更に若干の市町村国保の担当者に面接、意見聴取を行なった。

<研究成績>

I 財政面に見られる問題点

1. 国保の財政状況は、近年立直りを見せつつあると言われている。社会保障の立場からすれば、

市町村一般会計より国保会計へ繰入れするのは当然であるとする見解があり、そうした観点からすれば、たとえ繰入れの結果であろうと財政状態の良くなつてゆくことに問題はない。しかし市町村の財政状態から見ると繰入れにも限度があり、自治体によっては繰入れ不能のところもある。繰入れを除いた収支状態は悪化の傾向を示している。

2. 全額国庫負担がたてまえの事務経費の実支出と国庫負担額の差が大きい。このことの原因として、事務職員1人当りの被保険者数、徴税方法と回数、国庫負担基準を上廻る職員の給与水準などがあげられるが、赤字発生の大きな原因の1つとして国保財政を圧迫している。
3. 療養諸費は逐年増大を続け、そのため支出が保険税収入の伸びを上廻っている。
4. 医療機関の分布密度と療養諸費支出額は密接な関係があり、医療機関が充分整備されていない地域での給付水準は低く、医療制度面での対策が講じられねば、それらの地域と都市部との給付格差を解消できない。
5. 財政の窮迫、国の指導方策の欠如などに影響され、国保事業の今一つの重要なねらいである保健予防活動は充分効果的に行なわれていない。
6. 支出の増大に見合って収入の確保をはかるため、保険税は大巾に引上げられている。その伸びは所得と平行関係にある市町村民税の伸びを上廻っている。市町村一般会計より国保会計への繰入れは、市町村の財政困難によって抑止されるのみならず、自治省などの行政方策によっても抑止されているので被保険者の負担は大きく増大している。

Ⅱ 運営面に見られる問題点

1. 昭和37年まで保険者の財政状態により認められていた給付制限や、一部負担率についての規制の撤廃などが国の決定として行なわれている。これらは国保のレベルを均一化し、そのための前提としての格差解消をねらっているものであるが、同時にその結果として、“地域の事情に応じた”国保経営による財政均衡策はそれなくなつてきている。市町村単位の国保運営は困難となり、国保統合を市町村より大きな単位で考えなくてはならない。
2. 保険税額や繰入額は支出に見合って決定されるが、税への依存度は保険者によって異なり、市町村の財政力に影響される。だが実際には更に保険者の運営方策によっても大きく支配されている。
3. 給付、拠出および国保運営の3つを総合して、国保の保険者の現在の状態を分類すると特徴あるほぼ4つの群に類型化できる。
 - i) 被保険者負担増大によって高給付を行なっているもの。(社会保障型と言える)。
 - ii) 被保険者負担を重くし、保険者負担の軽減化に努め、拠出に見合った給付を行なっているもの。(社会保険型と言える)。
 - iii) 医療機関の整備充実が不充分で、保険額は安いが給付も低く、ところによっては黒字財政である。(後進地型と言える)。
 - iv) 以上のいずれにも分類され難いもの。(都会型と言える)。

これらの各型が生まれた原因には、必然的条件によるものもあるが、一面それぞれの国保の内

部的事情ないしは経営努力の不足によるものもある。そのことも実情調査によってたしかめた。

＜総括＞

1. 医療費上昇、一部負担率の引下げ、給付制限撤廃、給与水準上昇や事務量増大に伴う事務費増大などの影響を受け、国保支出は保険税収入の伸びを上回って増大し、保険者の負担は増大している。
2. 国保の保険者間にみられる格差解消をはかり、医療保障の前進をはかるためには、大巾な国庫支出が前提条件として不可欠である。新国保法で、国保に対する国の責任を明文化したが、その責任は充分に果されてはいない。国保の充実整備と平行して行なうべき医療政策や医療制度の改善について、国の施策ははなはだしく不足している。こうしたことが、自治体の財政窮迫と共に国保財政を圧迫する大きな原因として作用している。
3. 富裕な若干の市町村を除いては、市町村を財政単位とする医療保険では運営が不可能な段階に立ち至っていると思われ、この点からも統合を考える必要がある。
4. 国保の民主的運営を考える場合、今まで市町村が地方自治を通して得た経験を生かすべきであり、統合後の保険でも市町村のこのような特長は生かしてゆかねばならない。国の財政援助増大による国保の民主的運営への圧迫を排除する方法として、とくにこのことに留意する必要がある。

論文の審査結果の要旨

わが国の医療保障制度改善の基本問題として、分立した各種医療保険の統合ないし調整をどう行なってゆくかという問題がある。そのねらいは各種医療保険間の給付と拠出の格差をなくし、高い水準での医療を保障するということにある。

統合調整については多くの論が分かれているが、将来構想される統合後の保険の基幹となるのが国民健康保険であるという点において異論はないようである。しかしこの国民健康保険自体についてみても、制度上の多くの欠陥をかかえており、財政的に恵まれぬ保険者が多く、このことがくりかえし問題となっている。したがって医療保険統合の第一段階としては、国保の問題点の解明がなさねばならない。

国民健康保険の財政の困難さを論じたものは数多くみうけられるが、それを各保険者のおかれている財政基盤、ならびに保険者の運営に対する行政意志といった面から現実の資料を分析し、各保険者の現状が如何に統合を必要としているかを指摘したものは見られない。

著者は、大阪府下の市町村国保の財政状況を調査分析し、国保の財政状況が好転しているといわれているのは見掛上の収支についてのことであって、実質上赤字は増大しており、これ以上の医療費増大が続けば財政的に破たんをきたす保険者が大部分であることを明らかにしている。また、このような実質赤字の要因の最大のものとして、事務費国庫負担にみられる如く国がたてまえ通りの財政援助の義務を履行しないために約4割の保険者が赤字を余儀なくされていることを指摘している。

さらに国庫支出金については、保険者の財政格差を縮めるよりむしろ拡大させる如き支出がなされていること、また一般会計よりの繰入れを大きく左右するものとして自治体の財政力そのものが最大の要因ではあるが、同じ財政力でも保険者の行政意志により繰入額に大きな開きがみられることに注目している。

また著者は、保険者の財政および運営についてその類型を、A) 社会保障型、B) 後進地型、C) 都市型および、D) 社会保険型の4つに分け、Aの社会保障型およびC都市型とDの社会保険型との間には大きな格差のみられることを指摘している。しかし、ほとんどの保険者にとって国保財政は自治体財政窮乏のため困難な状況にあり、A型のごく少数の恵まれた保険者をのぞけば、市町村単位では医療保険の運営が不可能となる危険があることを強調している。

以上のごとく本研究は、将来の医療保障制度の中核的存在になると考えられる国民健康保険について、その財政ならびに制度的な諸問題を精密かつ実証的に究明したものであり、その意味から今後の医療保障論に貢献するところ大なるものがあると思われる。